

掛川市規則第31号

掛川市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年12月22日

掛川市長

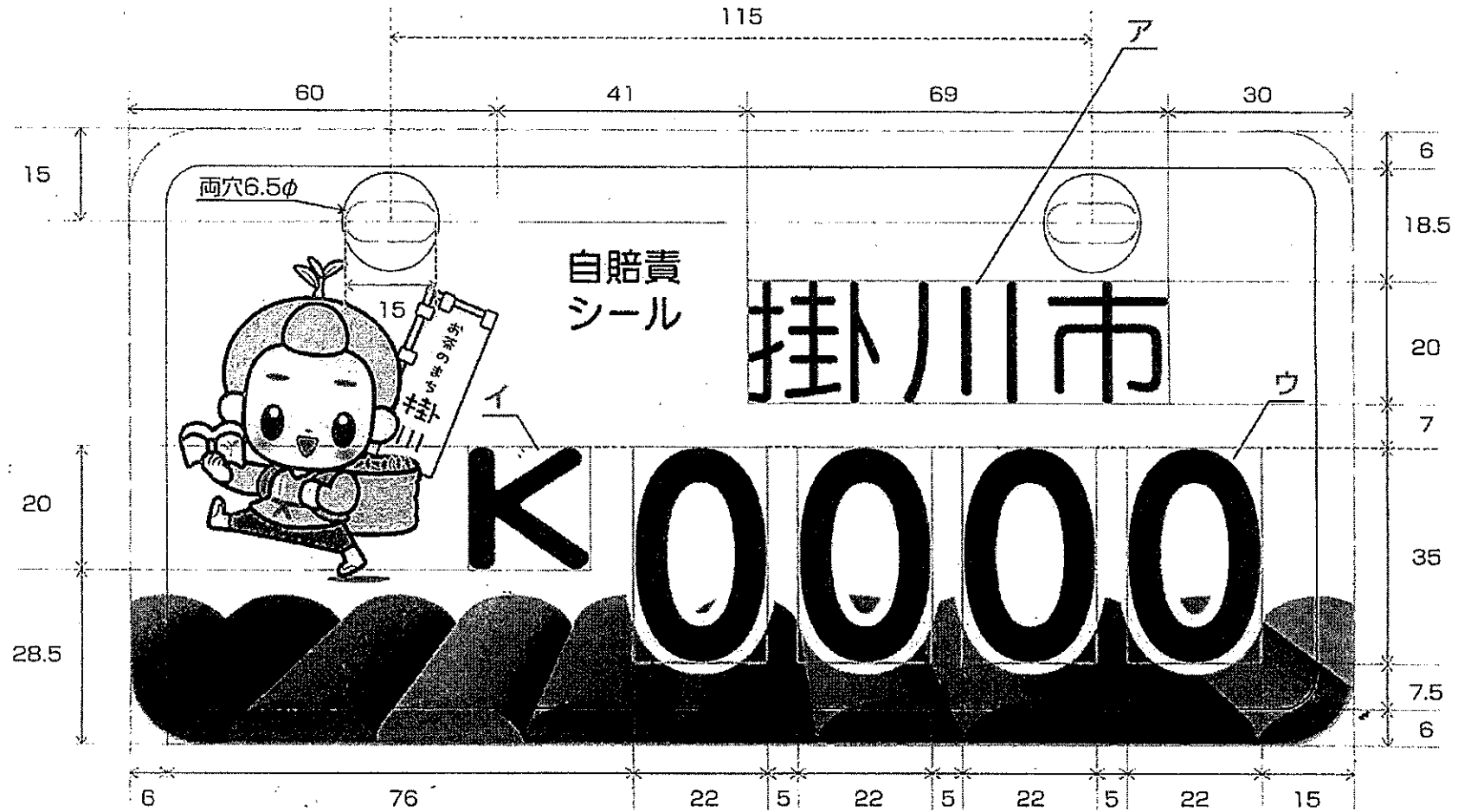
(別紙)

掛川市税条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市税条例施行規則（平成17年掛川市規則第39号）の一部を次のように改正する。

様式第54号を様式第54号（その1）とし、同様式の次に次の1様式を加える。

原動機付自転車用番号標



記号	名称	適用
ア	掛川市	縦20×横69
イ	記号	縦20×横20
ウ	4桁数字	縦35×横22

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。